

障害者

所得者本人やその同一生計配偶者、扶養親族が一般の障害者や特別障害者に該当する場合

一般の障害者	特別障害者
① 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医から知的障害者と判定された人	① 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人及び左のうち重度の知的障害者と判定された人
② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	② 左のうち、障害等級が1級の人
③ 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある者として記載されている人	③ 左のうち、障害の程度が1級又は2級の人

など

ひとり親・寡婦

ひとり親	寡婦
------	----

所得者本人の合計所得金額が500万円以下

所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない

現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人	① 夫と離婚した後婚姻をしていない人で扶養親族を有している人	② 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人
その人と生計を一にする子（他の所得者の控除対象配偶者や扶養親族となっている人又は所得金額の合計額が48万円を超える人を除きます。）を有している人		

勤労学生	右に掲げる学校等の児童、生徒、学生、訓練生	学校教育法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校
		国、地方公共団体、学校法人等一定の要件に該当する課程を履修させるもの
		認定職業訓練を行う職業訓練法人で、一定の要件に該当する課程を履修させるもの
	合計所得金額が75万円以下	
給与所得等以外の所得の金額が10万円以下		

国外居住親族

非居住者である親族に係る扶養親族、配偶者（特別）控除又は障害者控除の適用を受けたい場合は、「扶養控除等申告書」を提出する際「親族関係書類」を添付又は提示する必要がある。

年末調整の際には、「送金関係書類」を添付又は提示をする必要がある。

親族関係書類	次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が居住者の親族であることを証するもの（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。） ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）
送金関係書類	次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするもの（その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。） ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類 ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示等してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその居住者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類

2-4 給与等に対する源泉徴収

[計算例] (月額表) 扶養控除等(異動)申告書提出あり

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | その月の給与等の額 | 362,000円 |
| 2 | 社会保険料等の額 | 51,846円 |
| 3 | 源泉控除対象配偶者 | あり |
| | 控除対象扶養親族 | 1人 |

答 社会保険料等控除後の給与等の金額 310,154円
 扶養親族等の数 2人
 源泉徴収税額 5,490円

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
290,000	293,000	8,040	6,420	800	3,190	1,570	0	0	0	50,900
293,000	296,000	8,140	6,520	910	3,290	1,670	0	0	0	52,100
296,000	299,000	8,250	6,640	010	3,400	1,790	160	0	0	52,900
299,000	302,000	8,420	6,740	130	3,510	1,890	280	0	0	53,700
302,000	305,000	8,670	6,860	250	3,630	2,010	400	0	0	54,500
305,000	308,000	8,910	6,980	370	3,760	2,130	520	0	0	55,200
308,000	311,000	9,150	7,100	490	3,880	2,260	640	0	0	56,100
311,000	314,000	9,400	7,250	620	4,000	2,380	770	0	0	56,900
314,000	317,000	9,650	7,350	740	4,120	2,500	890	0	0	57,800
317,000	320,000	9,890	7,470	860	4,250	2,620	1,010	0	0	58,800

[計算例] (月額表) 扶養控除等(異動)申告書提出なし

- 1 その月の給与等の額 86,000円
- 2 社会保険料等の額 0円

答 社会保険料等控除後の給与等の金額 86,000円
 源泉徴収税額 $86,000円 \times 3.063\% = 2,634円$ (1円未満切捨)

給与所得の源泉徴収税額表 (令和4年分)

(一) 月額表 (平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一 (令和2年3月31日財務省告示第81号改正)) (~166,999円)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲							乙	
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額							税 額	
88,000円	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	3,300

V 賞与に対する源泉徴収

1 税額表の適用区分

賞与に対する源泉徴収税額は、原則として、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」（以下「算出率表」といいます。）を使用

賞与の支給区分	適用する税額表	扶養控除等申告書の提出の有無	適用する欄
前月中に賞与以外の普通給与の支払がある人に支払賞与（前月中の通常の給与等の10倍を超える賞与を除きます。）	算出率表	提出あり	甲欄
		提出なし	乙欄
前月中に賞与以外の普通給与等の支払がない人に支払う賞与	月額表	提出あり	甲欄
前月中の普通給与等の10倍を超える賞与		提出なし	乙欄

2 「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」で使用する数値

賞与の金額	その月に支給される賞与の金額
賞与から控除する社会保険料等の金額	賞与から控除される社会保険料等の金額
扶養親族等の数	扶養控除申告書により申告された扶養親族等の数
前月の社会保険料等控除後の給与の金額	賞与を支払う月の前月の社会保険料等控除後の給与の金額

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（令和4年分）

（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第三（令和2年3月31日財務省告示第81号改正））

賞与の金額に 乗ずべき率	甲																乙	
	扶 養 親 族 等 の 数																	
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人		6 人		7 人以上		前月の社会保険料等 控除後の給与等の金額	
	前 月 の 社 会 保 険 料 等 控 除 後 の 給 与 等 の 金 額																	
	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満	以上	未 満
0.000	千円 68	千円未満	千円 94	千円未満	千円 133	千円未満	千円 171	千円未満	千円 210	千円未満	千円 243	千円未満	千円 275	千円未満	千円 308	千円未満		
2.042	68	79	94	243	133	269	171	295	210	300	243	300	275	333	308	372		
4.084	79	252	243	282	269	312	295	345	300	378	300	406	333	431	372	456		
6.126	252	300	282	338	312	369	345	398	378	424	406	450	431	476	456	502		
8.168	300	334	338	365	369	393	398	417	424	444	450	472	476	499	502	523		
10.210	334	363	365	394	393	420	417	445	444	470	472	496	499	521	523	545		
12.252	363	395	394	422	420	450	445	477	470	503	496	525	521	547	545	571		222千円未満
14.294	395	426	422	455	450	484	477	510	503	534	525	557	547	582	571	607		
16.336	426	520	455	520	484	520	510	544	534	570	557	597	582	623	607	650		
18.378	520	601	520	617	520	632	544	647	570	662	597	677	623	693	650	708		
20.420	601	678	617	699	632	721	647	745	662	768	677	792	693	815	708	838		222
22.462	678	708	699	733	721	757	745	782	768	806	792	831	815	856	838	880		293
24.504	708	745	733	771	757	797	782	823	806	849	831	875	856	900	880	926		
26.546	745	788	771	814	797	841	823	868	849	896	875	923	900	950	926	978		
28.588	788	846	814	874	841	902	868	931	896	959	923	987	950	1,015	978	1,043		
30.630	846	914	874	944	902	975	931	1,005	959	1,036	1,066	1,066	1,015	1,096	1,043	1,127		293
32.672	914	1,312	944	1,336	975	1,360	1,005	1,385	1,036	1,409	1,066	1,434	1,096	1,458	1,127	1,482		
35.735	1,312	1,521	1,336	1,526	1,360	1,526	1,385	1,538	1,409	1,555	1,434	1,555	1,458	1,555	1,482	1,583		
38.798	1,521	2,621	1,526	2,645	1,526	2,669	1,538	2,693	1,555	2,716	1,555	2,740	1,555	2,764	1,583	2,788		524
41.861	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	2,693	3,590	2,716	3,622	2,740	3,654	2,764	3,685	2,788	3,717		
45.945	3,495 千円以上		3,527 千円以上		3,559 千円以上		3,590 千円以上		3,622 千円以上		3,654 千円以上		3,685 千円以上		3,717 千円以上		1,118 千円以上	

3 賞与の税額の求め方(通常の場合:算出率表「甲欄」適用)

[計算の手順]

- ① 扶養親族等の数に応じた欄に記載されている、前月の社会保険料控除後の給与の金額に該当する行を確認する。
- ② ①の行に該当する「賞与の金額に乗すべき率」(表の一番左の欄)を求める。
- ③ 社会保険料控除後の賞与の金額に②で求めた税率を乗じる。これが、源泉徴収税額になる。

[計算例] 扶養控除等(異動)申告書提出あり

1	支給する賞与の額	660,000円
2	賞与から控除する社会保険料等	94,941円
3	前月中に支給した給与等の額	366,000円
4	3から控除した社会保険料等	51,804円
5	源泉控除対象配偶者	あり
	控除対象扶養親族	1人

答 前月中の社会保険料等控除後の給与等の金額
 $366,000円 - 51,804円 = 314,196円$
 扶養親族等の数 2人
 賞与に対する源泉徴収税率 6.126%
 社会保険料等控除後の賞与の金額
 $660,000円 - 94,941円 = 565,059円$
 源泉徴収税額 $565,059円 \times 6.126\% \approx 34,615円$
 (1円未満切捨て)

賞与の金額に 乗すべき率	扶 養 親						
	0 人		1 人		2 人		親
	前 月 の 社 会 保 険						
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000	68	千円未満	94	千円未満			千円未満
2.042	68	79	94	243	18	269	
4.084				382	260	312	312
6.126				382	382	312	369
8.168	300	334	338	365	369	393	393
10.210	334	363	365	394	393	420	420
12.252	363	395	394	422	420	450	450
14.294	395	422	422	450	450	480	480